

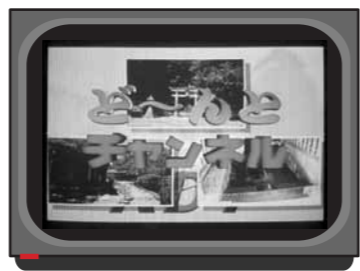
デジアナ変換って??

ケーブルテレビに加入している人へ

平成23年7月1日からデジアナ変換を開始しました。

「デジアナ変換」は、ケーブルテレビに加入いただいている世帯の、地デジ化による負担軽減のために行っています。

ご家庭内でテレビを数台使っている場合、すべて買い替えるなど、地デジ化するのは大きな負担です。ケーブルセンターでデジアナ変換を行い、しばらくはアナログテレビでも視聴できるようにしています。この間に、テレビの買い換えなどの対応をお願いします。



デジアナ変換で視聴や録画する人に重要なお知らせ

■デジアナ変換とは、地上デジタル放送を、従来のアナログ方式に変換して送信するサービスです。総務省の要請に基づき、平成27年3月未までの暫定的措置となっています。

「デジアナ変換」による放送には、次のような機能上の制約がありますので、ご注意ください。

①映像の上下(または上下左右)に、黒帯が付きます。



上下バターン



上下左右バターン

■機器の仕様により、動作が異なる場合があります。詳しくはお使いの機器の取扱説明書でご確認ください。

②データ放送や字幕放送、5.1chサラウンド放送はご利用できません。

③Gガイドなど電子番組表(EPG)はご利用できません。

④「1回だけ録画可能」なコピー制御がかかり、DVD/HDDレコーダでの録画・ダビングに制限が加わります。

⇒CPRM非対応のDVD-R/+R/+RWには録画できません。

⇒内蔵ハードディスクからDVDディスクにはダビングできません。

⇒デジタル録画機器へはダビングできません。

【問い合わせ】杵築市ケーブルネットワークセンター ☎0978-64-0133

早めの地デジ化を!

【問い合わせ】総務課/消防防災係 ☎0978-62-3131



おおよその海拔や、津波避難場所の方向を表示(市内では458か所)

【県地域防災計画 再検討委員会有識者会議の提言】

6.33メートル

※杵築市沿岸部

【杵築市が進める津波対策の想定値】

8メートル

■杵築市では、「津波遡上高を考慮すると、従来の想定最大波高2.11メートルの3倍程度6.33メートルで避難対応・浸水時対応を実施することを強く推奨する」という提言より高い、8メートルで津波対策を進めることとしています。

津波対策の一環として、市内沿岸部の海拔8m未満の場所に居住者がいる45行政区を対象に、「海拔表示板」を設置しました(写真)。自分が住んでいる地域の海拔や避難場所を、普段から意識しておくことは避難の迅速化につながります。また、大分県下統一のデザインなので、他の市町村の沿岸部に行っても、こうした表示板を確認し、防災意識を高く保ちましょう。

海拔表示板を設置しました。

5月から 乗合タクシー利用可能地域が広がります!

●運行日・時間や利用方法の詳細は、対象地域ごとに「3月15日の区長便」で案内を配布しています。そちらを合わせてご確認ください。【問】市長政策課 ☎0978-62-3131

【新たに運行を始める地域】

①杵築地域:大内、東、奈狩江、杵築(西下司・東下司・宮司・馬場尾・中ノ原区)

②山香地域:(全域)東山香、中山香、上、立石・向野、山浦

③大田地域:(全域)田原、朝田

※八坂、北杵築地域は、これまでどおり運行します。

各地域で予約するタクシー会社・降車できる停留所が異なります。

【利用できる人、利用方法】

上記運行地域の住民の皆さんであれば、どなたでも利用できます。

利用する前の事前登録と、利用する際に毎回、電話での予約が必要です。予約にあわせて自宅と停留所の間をタクシーで送迎します。

【事前登録】

「利用登録票」に必要事項を記入して、市長政策課、または各振興課に提出してください。(「登録票」は、対象地域に区長便を通じて全戸配布したほか、市長政策課・各振興課にあります。)

【予約方法】

利用する1時間前(自宅からの出発便の第1便は前日)までに、それぞれの委託先のタクシー会社に、直接電話で申し込んでください。

予約するタクシー会社は、運行地域ごとに異なるので、案内文書をご覧になっていない人は、市長政策課までお問い合わせください。

【利用料金】

1人につき、1回400円(奈狩江地域のみ200円)

【運行日・時間】

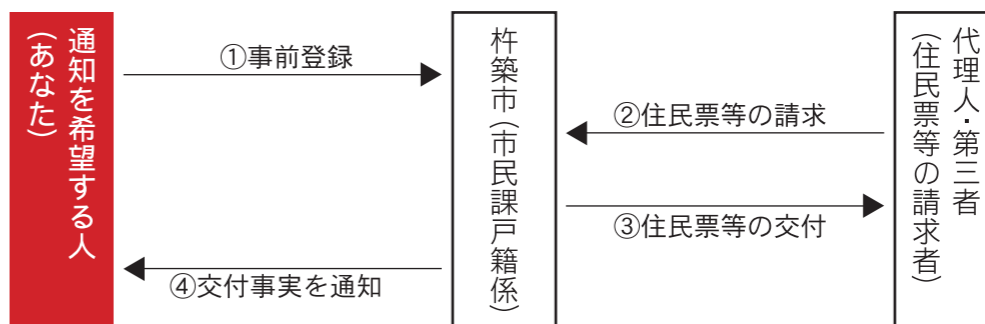
運行地域ごとに曜日や時間、本数が異なります。

乗合タクシーとは、住民の皆さんの日常生活を支える、新しい公共交通サービスです。予約に応じて、タクシーで自宅から、決められた停留所までの間を送迎します。

乗合タクシーを利用するには、事前登録が必要です。利用する人、利用するかもしれない人は、市役所市長政策課または各振興課に「利用登録票」を提出をしてください。

4月から戸籍や住民票などの不正請求の早期発見、プライバシーの侵害を防ぐことを目的とした「本人通知制度」を始めます。この制度は事前登録制で、住民票の写しなどの証明書を、本人の代理人や第三者(本人の代理人以外の人で、法律に基づいた正当な請求理由のある人)に交付した場合、市役所からその事実を本人に通知します。

【制度のイメージ】



※登録には、本人確認書類(運転免許証など)が必要です。詳しくはお問い合わせください。 ※申請場所・杵築市役所・市民課、山香振興課、大田振興課

【問い合わせ】杵築市役所市民課戸籍係 ☎0978-62-3131

戸籍・住民票 「本人通知制度」 事前に登録しておくことで、自分の戸籍や住民票が、第三者に交付されたときに、市役所からお知らせします。